

1　同和問題

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	学校教育の取組	①すべての学校等において、人権・同和教育を基 底に据えた教育活動を推進するとともに、進路 保障の取組を推進します。 ②各種研修会への参加や校内での研修によって教 職員等の人権意識を高めるとともに、同和問題 に対する正しい理解と認識を深め、差別をなく す実践力を培います。	○人権・同和教育の視点から授業研修を行う。 ○益田市教育研究会の人権・同和教育部会と 連携し、公開授業を企画し、教職員の研修 の場とする。 ○児童生徒支援加配推進者による定期的な研 修を通じた成果を各小中学校に広げる。	⑦各学校で授業公開日等の人権・同和教育の視点を踏まえた授業を実 践し、振り返りを行った。 ④人権・同和教育に関する研修会を開催した。 ・テーマ：『『生き合う』ための明日の学校をめざして』 講師：近畿大学非常勤講師　全国人権教育研究協議会事務局 NPO 法人 School・Voice・Project 理事　他 久保敬(くぼたかし)さん 開催日：令和６年１月 10 日、11 日　参加者：延べ 80 人 ・テーマ：「人権を守るために行動を起こそう」 ～益田市の同和問題解決に向けたあゆみ～ 講師：元部落解放同盟島根県連合会石西支部長　椿孝二さん 開催日：令和５年 8 月 17 日　参加者：119 人 ⑦夢ひきよせる！人権・同和教育研修 2023　への参加を要請し、延べ 438 名参加した。 ⑤児童生徒支援加配推進者による定期的な研修で得た成果を各小中学 校に広げた。特に、PTA 活動と連動した講演会や研修会の実施に 推進者が中心的に関わった。	○全小中学校で実施した。人権・同和教育の基本となる取組として、 子どもたちの人権意識の向上に繋がっている。また、他校教職員、 保護者、地域の方にとっても貴重な学習の機会となっている。 ○研修の積み重ねが大事なので、その機会確保のために市教研との連 携を大切にしていく。 ○推進者の月一回の研修会や週一回の学習会は、個別・具体的な学力 向上や進路保障に推進のためにとっても有効である。	学校教育課
②	社会教育の取組	①各公民館単位で設置している地区人権・同和教 育推進協議会において、差別のない明るく住み よい平和な地域の実現をめざし、人権・同和問 題研修を積極的に実施し、地域住民の人権意識 の向上に努めます。	○地区人権・同和教育推進協議会の啓発活動 を支援する。 ○人権標語啓発塔の改修を行い、地域住民へ の人権意識の向上に努める。	⑦益田市地区人権・同和教育推進協議会委員・事務局員に啓発活動た めの研修会等を実施した。 ・内容：令和５年度「人権を考える県民のつどい」 兼「しまね人権フェスティバル」の記念講演への参加 テーマ：「3 つの壁を打ち破ろう！～部落差別解消推進法に学ぶ 差別問題理解の基礎基本～」 講師：近畿大学名誉教授　奥田均さん 開催日：令和５年 12 月 10 日　参加者：80 人	○益田市地区人権・同和教育推進協議会委員対象の研修会の開催や「し まね人権フェスティバル」への参加を呼び掛け、人権・同和教育に 関する地域リーダー育成の取組ができた。引き続き、地域で実施す る様々な人権課題を解決するための啓発活動を支援し、差別のない 住みよいまちづくりに繋げることが必要である。	人権 センター
③	啓発・広報活動の推進	①人権センターを核とし、社会教育団体、教育・ 研究団体、企業、NPO 法人等、地域の人権団 体と連携し、各種講演会、イベント等の企画、 啓発・広報活動に努めます。	○人権・同和教育講演会や研修会を開催する。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等 の関係機関と連携した啓発活動を実施す る。	⑦石西地区人権・同和教育研究協議会と連携し、講演会を開催した。 ・内容：第 23 回石西地区人権・同和教育研究集会 テーマ：「これからの部落問題」 講師：作家・フリーライター　角岡伸彦さん 開催日：令和５年 8 月 9 日　参加者：257 人 ④人権週間の活動として、石西地域人権を考える企業等連絡協議会等 の会員と市内 3 店舗で人権啓発に関するチラシやグッズを配布する 街頭アピール活動を実施した。 参加企業等数：21 団体　参加者：30 人	○関係機関や各団体と連携し、参加者へ人権・同和問題に関する正し い知識の提供をするとともに、意識啓発の継続した取組により、差 別をなくす活動に努める。 ○石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し、企業としての 人権に対する取組についてアピールができた。今後も引き続きグッズ 配布等の街頭アピール活動を継続し啓発していく必要がある。	人権 センター

④	人権センター事業の充実	①人権センターにおいて、安心して相談ができる場として、地域住民のニーズを把握し、その生活課題に応じて、各種相談事業、人権問題の解決のための啓発事業、交流促進事業を総合的に実施します。	○生活総合相談や各種専門機関等の相談会を実施する。	⑦生活環境や近隣住民との人間関係等に関する相談に対応した。相談内容によっては、各専門機関に引継ぎ解決への支援を行った。 ・総合相談 75 件 ・地域巡回相談 30 件 ④各種専門機関等の相談会を毎月実施し、相談体制の充実に取り組んだ。 ・弁護士による無料法律相談 40 件 ・石見法律相談センター無料法律相談 113 件 ・行政書士無料法律相談 16 件 ・心配ごと相談 67 件 ・行政相談 8 件	○相談案件に応じた支援や他機関との連携を行い、相談対応に取り組んだ。今後も継続して相談しやすい体制作りが必要である。	人権センター
		②「部落差別解消推進法」の趣旨を踏まえ、相談体制の充実を図るための職員研修や関係機関との連携をさらに進めていきます。	○行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催し、相談担当者の資質の向上と連携の強化を図る。	⑦行政機関等相談担当者ネットワーク会議を開催した。(6 回) 各相談機関の担当者の課題解決のための研修会を開催し、相談担当者としてのスキルアップ及び連携の強化を図った。	○会議の開催により、関係機関の相談担当者の連携強化及び資質の向上を図ることができた。今後も定期的に担当者の資質向上及び関係機関とのネットワークの強化に努める必要がある。	人権センター
			○相談体制の充実を図るため職員研修に積極的に参加し職員の資質向上に努める。	④島根県隣保館連絡協議会等が主催する研修会をはじめ様々な人権課題に関する研修会に参加し、職員の資質向上を図った。	○適切な相談対応ができるよう引き続き研修会等に参加し、職員の資質向上を図ることが必要である。	人権センター

2女性

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	人権尊重の意識づくり	①性別に関わりなく、個人としての人権をお互いに尊重する意識を高めるため、研修会をはじめ啓発に取り組みます。 ②男女平等をはじめ、性別に関わりなく、個性と能力が発揮できるよう、差別しない、差別を許さない教育を進めます。 ③性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための取組を行います。	○男女共同参画週間に関係機関と連携してDV 防止等に関する啓発を行う。 ○性別による固定的な役割分担意識の見直しなど、男女共同参画に関する理解を深めるための講座、研修を行うとともに、様々な媒体を活用した啓発活動に努める。 ○男女共同参画啓発情報誌～なんと素敵なパートナーシップ～を発行する。	⑦男女共同参画週間に益田児童相談所と連携しパネル展示等を用いた啓発活動を実施した。 展示期間：6/21～6/30 場所：人権センター 内容：DV・デート DV・性暴力について、相談機関紹介、▶意識調査の結果の揭示 ※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット、啓発グッズの設置。 ④女性に対する暴力をなくす運動期間に益田児童相談所と連携しポスター掲示等を用いた暴力防止に関する意識啓発活動を行った。 相談機関紹介 展示期間：11/12～11/25 場所：人権センター ※ポスター掲示、リーフレット、パンフレット設置。 ⑦男女共同参画推進事業研修会を男女共同参画サポーターと危機管理課と共同で開催した。 テーマ：「男女共同参画の視点で考える避難所運営～HUG を使って、楽しく実践～」 講義：「なぜ、男女共同参画の視点が防災に必要・大切なのか」 体験型ワーク:「避難所運営ゲーム HUG を使って模擬体験をしよう 」 講師：公益財団法人しまね女性センター 事業課長 小川洋子氏 避難所に関係する防災用品(簡易ベッド、救食、簡易トイレ等)の展示及び説明：危機管理課 開催日：令和 5 年 10 月 30 日 参加者：37 人 対象：公民館職員及び行政職員	○益田児童相談所と連携し取り組むことにより展示内容が充実した。今後も連携を図る必要がある。 ○アンケートで参加者からの評価を得た。 「アンケートや現状が記載してあり大変参考になった」「色々な資料が掲載されており参考になった」などコメントからは展示を通して関心や理解が深まった事が伺えた。引き続き、相談窓口の周知やわかりやすい展示の工夫が必要である。 ○男女共同参画サポーターと危機管理課と共同で行うことで、研修内容が充実した。 ○アンケートで参加者からの評価を得た。 「災害時の男女共同の意識が大切だと思った。」「女性目線の配慮が必要と感じた。」「女性、男性の視点での避難所運営の大切さと必要性について学べた。」などコメントを通して男女共同参画視点での防災の理解が深まった事が伺えた。 また、回答者 28 人中 27 人が今後の仕事や生活に「大変役に立つ」または「やや役に立つと」答えた。	人権センター

				パネル展示：テーマ「災害と女性」（展示期間 10/24～11/6） ④石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し研修会を行った。 ・内容：企業（事業所） トップクラス人権・同和問題研修会 テーマ：「職場におけるハラスメントの理解と防止について」 講師：大阪企業人権協議会サポートセンター長 兼特任講師 芝本正明さん 開催日：令和 5 年 8 月 24 日 参加者：108 人	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等関係団体と連携を取りながら、組織を通じた啓発に取り組む必要がある。	
②	女性に対するあらゆる暴力根絶の取組	①暴力は、重大な人権侵害であり個人の尊厳を傷つけ、自立や自由を妨げることがを認識し、理解を深めるために研修会をはじめ啓発に取り組めます。 ②若年層からのデートDV防止等の「暴力を生み出さない、許さない」ための未然防止教育を進めます。 ③DV被害を深刻化させないためにも、相談しやすい体制づくりと周知に努め、相談者への適切な支援を実施するとともに、庁内外関係機関との連携強化を図ります。	○市内の各小中学校内においてデート DV 未然防止の取り組みが実施できるよう、学校との連携を図る。また、教職員対象の研修会等を開催する。 ○男女共同参画週間に関係機関と連携して DV 防止に等に関する啓発を行う。（再掲 2-①）	【再掲 2-①】 ⑦男女共同参画週間に益田児童相談所と連携しパネル展示等を用いた啓発活動を実施した。 展示期間：6/21～6/30 場所：人権センター 内容：DV・デート DV・性暴力について、相談機関紹介、意識調査の結果の掲示 ※パネル展示、ポスター掲示、リーフレット、パンフレット、啓発グッズの設置。 【再掲 2-①】 ①女性に対する暴力をなくす運動期間に益田児童相談所と連携しポスター掲示等を用いた暴力防止に関する意識啓発活動を行った。 相談機関紹介 展示期間：11/12～11/25 場所：人権センター ※ポスター掲示、リーフレット、パンフレット設置。	○益田児童相談所と連携し取り組むことにより展示内容が充実した。 今後も連携を図る必要がある。 ○アンケートで参加者からの評価を得た。 「アンケートや現状が記載してあり大変参考になった」「色々な資料が掲載されており参考になった」などコメントからは展示を通して関心や理解が深まった事が伺えた。引き続き、相談窓口の周知やわかりやすい展示の工夫が必要である。	人権センター
			○「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加やパンフレット等の配布を行う。 ○益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加する。	⑦「女性に対する暴力をなくす運動」街頭啓発活動への参加 日時：令和 5 年 11 月 14 日 場所：ゆめタウン益田店 内容：啓発パンフレット等配布 運動期間に合わせ、関係機関に啓発用チラシやポスター配布。市庁舎に懸垂幕を掲揚。市広報や告知端末にて暴力防止に関する意識啓発を行った。 ④益田圏域の女性に対する暴力対策関係機関連絡会に参加した。 日時：令和 5 年 10 月 16 日 場所：益田合同庁舎	○街頭啓発活動ではリーフレット等の配布や呼びかけを行い、女性に対する暴力は重大な人権侵害であることを訴えた。引き続き啓発活動に参加し、意識啓発に努める。 ○引き続き、各会議等の機会も利用し、連携強化を図りながら、適切な支援に繋げていきたい。	子ども 家庭支援課
③	働きやすい職場づくり	①事業者に対し、職場における男女の機会均等と待遇の確保、育児・介護休業制度等について適切な措置が取られるよう関係機関と連携して情報提供を図り、就労条件の向上を促します。 ②セクハラやマタハラの防止など働きやすい職場環境の整備を推進します。 ③仕事と家庭・自分自身のための時間との調和が保たれ、多様な働き方が選択できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を推進します。	○関係機関からのパンフレットなどを事業所に配布し啓発を促す。	⑦企業等に向けた女性の活躍推進、各種セミナーのリーフレット等の配付やポスターの掲示等を行った。 ①石西地域人権を考える企業等連絡協議会と連携し研修会の実施及び「女性活躍のための働きやすい環境整備支援事業補助金の募集」、「企業内子育てセミナー」しまね女性センター主催の研修「女性リーダーのためのモチベーション&スキルアップセミナー」等を周知・配付を行った。 ・内容：石西地域人権を考える企業等連絡協議会研修会 テーマ：「ワーク・ライフ・バランスの推進について」 講師：島根県西部人権啓発センター講師 尾村幸行さん 開催日：令和 5 年 6 月 21 日 参加者：75 人	○石西地域人権を考える企業等連絡協議会等関係団体と連携を取りながら、組織を通じた啓発に取り組む必要がある。	人権センター

			○企業等が構成する会の集会等において、働き方や労働環境に関する情報提供を実施する。	㉗益田鹿足雇用推進協議会会員に情報提供を行った。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、働きやすい職場づくりへの働きかけを行う必要がある。	産業支援センター
--	--	--	---	--------------------------	---	----------

3

子ども

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	社会みんなで子育てのよろこびを分かち合う取組	①家庭、地域、学校等それぞれが役割を果たしながら連携・協力し、子どもたちの発達段階に応じた健やかな成長を支えられるよう保健、医療及び教育体制の構築を図ります。 ②地域全体で包括的に子育てに取り組む環境や意識が確立するよう周知を図り、地域の中で安心して仕事と子育てを両立するための支援を行います。さらに、子育て世帯が育児に専念できるように、企業等に育児休業をはじめとした制度創設やその制度が利用しやすい環境づくりなどの啓発活動を推進します。	○乳幼児健診の実施 発達段階に応じた健診を実施し、発達状況の確認や子育て相談を行う。 ○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 発達支援を必要とする就学前の幼児に対し、専門医師等による相談を実施し、支援方法について方向付けを行う。 ○子育て世代包括支援センター 妊産婦・乳幼児等の状況を継続的に把握し相談に対応するとともに、必要な支援の調整を行い、妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目ない支援を提供する。	㉗乳幼児健診を実施した。 未受診対応として、母子保健推進員、保育所や幼稚園等と連携して受診勧奨の声かけや家庭状況の把握、子どもの発達状況の確認を行った。 ④乳幼児発達支援事業として、「発達クリニック(にじいろ相談室)」「ことばの相談日」「子育て相談日」を実施した。 発達クリニック：実施回数9回 延べ21名(実人員21名) ことばの相談日：実施回数12回 延べ26名(実人員16名) 子育て相談日：実施回数6回 延べ13名(実人員 12名) ㉘子育て世代包括支援センターにて妊娠期から子育て期にわたり、継続して支援を行った。 ・母子手帳交付時の全妊婦面談 208件(転入込み) ・支援ケース 108件 ㉙母子手帳アプリ「母子モ♡ますだ」を活用し、保護者へ情報提供を行った。 ・登録件数 805件	○乳幼児健診の実施 引き続き健診受診率100%をめざすとともに、受診困難な場合には保育所等との連携や家庭訪問等、様々な機会を捉えて子どもの発達状況等の確認を行う必要がある。 ○乳幼児発達支援事業(発達相談)の実施 切れ目なく適切な時期に相談支援が行えるよう関係機関と連携し、体制を整える必要がある。 ○子育て世代包括支援センターの体制強化 子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠期から乳幼児期の親子へ継続して関わるができています。さらに、関係機関との情報共有や連携を行い、必要に応じて妊娠初期から継続した支援ができるよう、フォロー体制を整えていく必要がある。様々な媒体の活用により、きめ細やかに必要な情報を提供に努めている。 令和6年度から、こども家庭センターとして体制を整えながら児童家庭相談部署との連携を強化して取り組む。	子ども 家庭支援課
			○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の周知を図り、子どもを安心して産み育てられるためのまちづくりを推進する。	㉚「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度を推進した。 ・宣言企業登録数 56社(令和6年3月31日現在) ・周知方法：公式ウェブサイト、個別訪問・通知、企業連絡会議等への周知等	○「ますだ子育て応援宣言企業」登録制度の推進 仕事と子育ての両立が出来る職場環境の確立を推進するため、より多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知し、理解を広げる。	子ども 福祉課
			○関係機関からのパンフレットなどを事業所に配布し啓発を促す。	㉛益田鹿足雇用推進協議会会員に情報提供を行った。	○多くの企業に子育て応援宣言していただけるよう、企業・団体等に対し、制度の目的・内容等を引き続き周知していく必要がある。	産業支援センター
②	子どもの権利条約などの理解推進に向けた取組	①保護者、地域住民、教職員等に「子どもの権利条約」などの内容が広く理解されるように教育・啓発を進めます。 ②「子どもの権利条約」などについて、実生活の具体的な場面を取り上げて児童生徒の人権につ	○人権教育に係る公開授業等に学校評議員をはじめ、地域の方々を招く。 ○子どもの人権侵害に対する正しい認識や対応の仕方についての指導を行う。	㉜公開授業の際には、保護者、地域の方等関へ周知し、多くの方々に来校していただける良い機会となっている。また、各校ではその様子をHP等で紹介するなどしている。 ④すべての小中学校で、児童生徒に対して、子どもの人権侵害に対する正しい認識や対応の仕方について指導を行った。	○各学校において、これまでの取組をさらに進め、人権が尊重される授業づくりに一層励むことが必要である。	学校教育課

		いて考えさせるなど、児童生徒自らが人権意識を高められるような実践を行います。	○保育や放課後児童健全育成事業の質向上研修により、子どもの権利についての理解を深める。 ○保育事業所の巡回支援指導の機会を活用し助言等を行うことにより施設としての意識の向上を高める。	㊦放課後児童クラブ支援員を対象に 4 つのテーマに則した研修を委託により実施しており、特に子どもの育成支援のテーマには、子どもの権利擁護、人権の尊重が項目として明記されている。 ㊧保育士（ミドルリーダー）を対象としたキャリアアップ研修を実施した。（20 名参加、3 時間/回×5 回） ㊨子どもの主体性を育む保育を目指し、各施設へ訪問指導する巡回支援指導事業を実施している。（26 施設参加） また、全体研修を開催した。（R5. 10 月、40 名参加）	○特定のテーマに限らず、各研修テーマにおいて、これまで以上に子どもの権利の視点を意識した研修を実施する。 ○「子どもを一人の人間としてみる保育」を研修内容に盛り込み、子どもの人権を意識した研修にもなった。 ○本年度は、子どもの声を聴き、思いを尊重する保育の実践に取り組んでおり、各施設での保育環境が向上されつつある。 全体研修の講義では、おもちゃを通じた子どもの人権にも触れられ、改めて、子どもの人権に配慮した保育の必要性を学ぶ機会となった。	子ども福祉課
				㊩令和 5 年 10 月に子ども家庭支援課内にヤングケアラー相談窓口を開設し、周知啓発を行った。 ・市広報に掲載 ・保育所・小中学校・医療機関・公民館・市役所関係課へポスター、チラシの配布 ・関係団体への説明 ・パネル展示（6 ヶ所）にあわせて認知度調査を実施（757 名回答）	○ヤングケアラーについての周知啓発をはかるとともに、理解を深めていけるよう様々な媒体、手法によりあらゆる機会をとらえて周知啓発を継続していく。	子ども家庭支援課
③	体罰・虐待の根絶に向けた取組	①体罰や虐待は絶対に許されない重大な人権侵害であることを子育て中の方、その周囲の方、教育・保育現場をはじめとした子どもの生活の場で子育て支援に携わる方が認識し、人権意識を高めることにより、日頃から子どもとの信頼関係の構築に取り組みます。 ②要保護児童対策地域協議会を中心に保健、医療、福祉、教育などの関係機関との連携を図り、虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童や要支援家庭の早期発見と適切な支援を行います。 ③虐待防止に関する幅広い啓発を行うことによって、地域や関係機関が一体となり、虐待防止に取り組む環境づくりを進めます。	○関係機関との連携による支援 支援が必要な児童は、要保護児童対策地域協議会で関係機関による個別支援検討会議を開催し、情報共有を行うとともに、支援方針を決定し、役割分担をしながら連携して支援を行う。 ○リスクのある家庭への早期支援 各機関との連携強化や相談支援体制の充実を図りながら、虐待やリスクを抱える家庭を早期に発見し、適切な支援に繋げる。 ○虐待防止に関する啓発 11 月の児童虐待防止推進月間を中心に、児童虐待防止に向けた取組を行う。	㊦関係機関との連携による支援を行った。 ・要保護児童対策地域協議会の実施状況 管理ケース：157 ケース 代表者会1 回 実務者会議7 回 個別支援検討会議141 回 進行管理会議12 回 ㊧リスクのある家庭への早期支援を行った。 母子手帳交付以降、電話連絡や来庁面談、家庭訪問等を行うことにより状況を確認し適切な支援に繋げている。 乳児家庭全戸訪問 対象数：212 件 訪問件数：211 件 ㊨虐待防止に関する啓発を行った。 11 月のオレンジリボン・児童虐待防止キャンペーン期間に合わせポスター掲示や懸垂幕の掲揚、市民課窓口設置の広告モニターへの情報掲載、チラシの配布、市広報や告知端末、児童虐待防止に関する啓発を実施した。 学校や幼稚園・こども園・保育園を通じて保護者へ虐待防止に関するチラシを配布し、啓発に努めた。	○関係機関との連携による支援 子育てあんしん相談係に社会福祉士、臨床心理士など専門職を配置し、体制強化を図りながら、課題を抱える家庭の相談支援を行っている。今後も要保護児童対策地域協議会を中心に虐待をはじめ、支援が必要な児童の相談が増加する中で、様々な機関と連携し早期に適切な支援に繋げていくとともに、積極的に研修会に参加し職員のスキルアップ向上に努めたい。 ○リスクのある家庭への早期支援 リスクのある家庭への支援を早期に行うため、妊娠期から切れ目なく、病院をはじめ関係機関と連携・情報共有し適切な支援に繋げていきたい。 令和 6 年度から、こども家庭支援センターとして体制を整えながら母子保健部署との連携を強化して取り組む。 ○虐待防止に関する啓発 引き続き様々な機会を捉えて児童虐待防止に関する意識啓発に努めたい。	子ども家庭支援課
			○年間を通して、定期的に学校訪問を行い、各校の取組を支援する。 ○管理職に向けて体罰の根絶について研修を行い、校内の教職員に対しての指導を充実させる。	㊥定期・不定期の学校訪問や学校からの連絡等により各校の実情を把握し、必要に応じ、相談・支援等を行った。 ㊦具体的な事例を通じた研修をすべての学校で実施した。	○体罰や虐待等の児童相談所案件が増加している。関係機関のさらなる連携が必要である。	学校教育課
④	いじめの未然防止・早	①益田市いじめ防止基本方針を定め、学校と連携を図り、いじめの未然防止、早期発見及び早期	○益田市いじめ防止基本方針の周知と未然防止・早期発見を図る。	㊦年度初めの校長会にて、いじめ防止基本方針を確認した。 ㊧各学校で、アンケート、教育相談、アセス等いじめの未然防止や	○各学校で児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、積極的ないじめの未然防止・早期発見、早期対応を心掛けている。組織的な対応や	学校教育課

	期発見に向けた取組	対処に取り組んでいきます。	○市内小中学校においていじめの早期発見を目的としたアンケート調査や教育相談の機会を設けるように働きかける。 ○市内の小中学校において「アセス（学校環境適応感尺度）」を実施し、分析を行い児童の実態把握や支援に生かす。	早期発見につながる取組を確実に行った。	初動について等、さらに充実を図りたい。	
⑤	子どもの貧困に対する支援	①すべての子どもが家庭環境や経済状況に影響されず、教育の機会を得るために、学習環境の支援や子どもの学ぶ意識の向上を図り、教育の機会均等を確保します。 ②生活が困難な子どもやその家族が社会的に孤立に陥ることがないよう支援の充実を図ります。 ③生活の安定と向上に資するよう、所得の増加や、仕事と両立して安心して子どもを育てられる環境づくりを進めます。	○島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係機関及び庁内関係部課との協力、連携を進め、子どもの貧困解決に向けた取組を行う。	㉗子どもの貧困対策に関する連携状況 島根県から委託を受けた社会福祉法人島根県社会福祉協議会が実施する子ども食堂サポート事業について、よりよい事業実施を行うための助言を行うことを目的とした、しまね子ども食堂応援会議に参画し、オンラインにより県内外の関係団体との情報共有と子ども食堂への支援策について協議した。 また、令和５年度においては、県社協主催の子どもの居場所づくりコーディネーション研修(２回)及びグラントワで開催されたこどもの未来応援セミナーにも参加した。 ㉘市内子ども食堂への情報提供 市公式ウェブサイト等で子ども食堂に関する助成、補助等の情報提供を行うとともに、相談者を益田市社会福祉協議会へつないだ。	○引き続き、しまね子ども食堂応援会議に参画し、島根県社会福祉協議会を中心に県内各関係団体が、どのような協力関係が築けるのか、どのような連携が出来るのかについて、情報共有と意見交換を行う必要がある。 ○子ども食堂が単に貧困対策ではないという前提に立ち、庁内関係部課、社会福祉協議会及び各子ども食堂とどのように連携していけるかについて、検討する必要がある。	子ども福祉課
			○生活困窮者自立支援事業において、生活が困難な子どもやその家族が抱える課題を、関係機関と連携を図りながら課題解決に向けた支援を行う。	㉙生活困窮者自立支援事業 ひとり親世帯 相談件数８件、プラン作成件数５件 関係機関と連携し、生活の見通し、生活向上のための相談・支援を行った。 ㉚ひとり親世帯のハローワークとの連携状況 ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当との連携 支援対象者４名（延べ相談件数７件） ひとり親世帯・ハローワーク・児童扶養手当受給者との連携 支援対象者１８名（延べ相談件数５０件） ㉛生活保護受給者等就労自立促進事業において、ひとり親世帯・ハローワーク・生活保護担当及び児童扶養手当担当で連携を行い、新規就労及び増収に向けた支援を行った。	○引き続き益田市社会福祉協議会やハローワークなどの関係機関と連携し、生活困窮者の自立に向けた支援を行う必要がある。 ○ひとり親世帯に対して、ハローワークによるセミナーが８月に開催された際には、２名の参加があり、１名が就労につながった。 ○新規就労や増収を目指すひとり親世帯に対して、支援につながるようハローワーク、生活保護担当及び児童扶養手当担当の速やかな連携に努めたい。	福祉総務課
			○子どもの貧困の早期発見と関係機関への情報提供に努める。	㉜管理職、学級担任、教育相談担当者、養護教諭、事務職等間での情報共有に努めるとともに、関係機関相互の情報共有に努めた。	○貧困問題に限らず、関係機関が連携することで実態の背景や要因を正しく分析することにつながり、問題の本質が見えてくることがある。 さらに連携を深めたい。	学校教育課
⑥	情報モラル教育の推進	①児童生徒に対し、情報化社会で安全に生活するための知識や情報セキュリティに関する知識・技能を身に付けさせるとともに、情報化社会における正しい判断や望ましい態度の育成に努めます。 ②児童生徒が発達の段階に即した情報モラルを身	○情報モラル教育研修を実施し、正しい情報を取捨選択できる能力の育成、向上に努める。	㉝専門家を招き、児童・生徒を対象に情報モラル教室を開催した。 学校のニーズが多く、講師の方には２週間（実質４日半×２週）フルにお世話になった。 講師：草の根サイバーセキュリティー運動全国連絡会常務理事 吉岡良平氏 モラル教室実施校数：２２校 参加者：延べ約７００人	○小学校低学年時からのメディア接触時間の増加傾向は続いている。早い段階での意識付けや啓発を行う必要がある。各種研修への保護者の参加が少ないことが課題。	学校教育課

		に付けるための授業や教育活動を推進します。				
--	--	-----------------------	--	--	--	--

4

高齢者

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	安否確認の体制整備	①日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯に、緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応していきます。 ②それぞれの高齢者に適した安否確認の方法を地域の方や関係機関と共に、検討していきます。	○日常生活において不安があり、常に見守りを必要とする高齢者がいる世帯（利用者）に緊急通報装置を貸与し、利用者からの相談や緊急通報等に対応する。	㊦緊急通報装置設置台数：602 件 ④救急車要請：46 件 相談：644 件 委託業者からの安否確認：7,215 件	○独居、高齢者のみの世帯の増加に伴い、緊急通報装置の必要性は高くなっている。申請の確認を民生委員、地域包括支援センター職員又はケアマネジャーが行うことで、装置が必要な高齢者の利用に繋がるよう進めていく。 ○地域において協力員の確保が困難な場合もでている。	高齢者 福祉課 (福祉総務課)
②	相談体制の充実	①地域包括支援センターの機能評価を行い、適切な相談対応ができるよう専門性の向上のための研修や勉強会の開催を行います。 ②民生委員児童委員をはじめ関係機関と連携を図りながら、必要な人に適切に支援ができるようネットワーク充実に向けた取組を行います。	○地域包括支援センター職員を対象とした研修会を開催し、対応力向上を図る。 ○高齢者の生活支援に携わる関係機関とのネットワーク充実のため、情報共有や意見交換の機会の確保を促す。	㊦地域包括支援センター連絡会議の開催：年3回 消費者被害等についての研修の機会を設けた。	○地域包括支援センター職員を対象とした研修や連絡会議の開催により、高齢者の権利擁護に関する実践力向上につながった。 ○継続的な質の向上に取り組むとともに、関係機関との連携により相談体制を充実させる必要がある。 ○引き続き、高齢者の意向に沿った適切な支援が行えるよう、介護・医療・その他関係機関とのネットワークづくりを行う必要がある。	高齢者 福祉課 (福祉総務課)
③	生きがい活動への支援	①高齢者の健康と生きがいづくりのため、高齢者やボランティア等が協働して企画・運営しているサロンを支援します。 ②高齢者自らが行う、文化継承活動、体育・芸能大会、友愛活動や健康づくり活動を総合的に支援します。	○高齢者の介護予防の拠点となるよう、サロン活動を支援する。	㊦シルバーふれあいサロンにおいて、テイク10など継続して、実施。 介護予防活動201回 延2,665人参加 ④健康ますだ市21推進協議会、食生活改善推進協議会、老人クラブ連合会、益田市社会福祉協議会等庁外の関係機関へ事業を委託し実施した。	○サロン等の場が高齢者の生きがいづくりにつながるよう、企画・運営について相談しながら実施する必要がある。	高齢者 福祉課
			○地域住民が実施する「ふれあい・いきいきサロン」を支援する。	㊦サロン事業を実施した。 継続70カ所	○地域の中で気軽に楽しくふれあいの時間を過ごすことで生きがいや社会参加、介護予防、とじこもりの予防を目指し、設置促進を図っている。一方でサロン事業を実施する上でサロン会員や世話人の高齢化による運営の難しさが課題となっている。	福祉総務課
④	介護予防事業の推進	①高齢者の生きがい活動への参加や、フレイル度チェックを通じて、自分の体の状態を知り、自ら介護予防につながる活動に参加できるような環境を整える取組を実施します。 ②高齢者の自立支援を目的とした多職種による事例検討会を行い、介護予防や重度化防止に必要な食の確保や移動手段など様々な困りごとを解決するための福祉サービス等の活用を進めます。	○保健事業と介護予防の一体的な取組として、集いの場等でフレイルチェックを実施。実施後のフォロー体制の構築に努め、自らフレイル予防に参加できる環境を整える。 ○地域ケア個別会議を継続実施。自立支援に向けた事例検討を実施する。	㊦いきいき百歳体操を実施している団体、美都のもっと・ずっと元気に暮らそうツアー参加者等に対して体力測定やフレイル度チェックを実施。結果返しに合わせてフレイル予防の啓発をした。今年度は、認知症に関する啓発にポイントをしぼって啓発をした。 ・いきいき百歳体操実施団体：69団体 ・フレイル度チェック実施件数：780件 ④地域ケア個別会議（自立支援型事例検討）の実施 ・事例検討 新規事例 9件／振り返り 7件 ・全体会 年2回	○R4年度のフレイル度チェックの結果をもとに、ポイントをしぼって啓発することで、より団体の傾向に合った啓発ができた。活動に参加しない方や、参加できなくなった方へアプローチできていないことは継続課題である。 ○多職種で検討することで、様々な職種が高齢者の自立支援について理解を深めることができた。	高齢者 福祉課 (健康増進課・保険課)

⑤	認知症への理解と支援体制の整備	①認知症に関する正しい知識と理解を普及するため、認知症サポーター養成講座を開催していきます。 ②認知症高齢者やその家族にとって、必要な時に必要な支援が受けられるよう、相談窓口の周知をはじめ、見守りを目的とした配食サービスや緊急対応訪問サービスなどの情報発信を行います。 ③認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームなど、認知症の支援機関とも協力しながら、認知症高齢者とその家族を支えるネットワークを構築していきます。	○昨年度に引き続き、働き盛り世代をターゲットに認知症に関する知識を普及する。企業への研修会やサポーター養成講座を企画する。 ○認知症疾患医療センターや認知症初期集中支援チームは、関わった実績（件数）ではなく、関わった内容を振り返り、ネットワーク構築につなげていく。	㊦認知症サポーター養成講座 17 回開催、290 名のサポーターを養成。 (職域 10 回／178 名、地域住民 3 回／60 名、児童・生徒 4 回／52 名) ①認知症カフェ交流会 年 2 回開催 ㊦認知症キャラバンメイト交流会 年 2 回開催 ㊥認知症の方とその家族のための相談会 4 回開催 ④権利擁護推進会議 年 2 回開催 ㊦初期集中支援チーム 相談件数：9 件	○認知症の勉強会を実施した企業から認知症高齢者の情報が市へ入り、個別支援につながった。今後も企業向けの養成講座や勉強会は継続する必要がある。 ○キャラバンメイト交流会では、若年性認知症の方ご本人の思いを聞き、支援者の質の向上につながるような内容で実施できた。また、認知症ご本人の発信支援の場をつくることができた。 ○認知症カフェの運営者から、カフェの開催時間内では認知症本人や家族の相談に乗る時間がないとの声があるため、認知症の方とその家族のための相談会も継続して実施する必要がある。	高齢者 福祉課
⑥	高齢者の権利擁護に関する取組	①高齢者虐待の防止や養護者への支援について、高齢者虐待対応専門職チームからのサポートを受けながら適切な支援につなげます。 ②判断能力の低下や認知症高齢者への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③高齢者の権利擁護について、住民や専門職など対象に応じた普及・啓発活動を行います。	○高齢者虐待への対応について、関係機関と連携を図りながら権利侵害の解決に向けた支援を実施する。 ○権利擁護（認知症の理解や高齢者虐待の防止など）に関する普及啓発の機会を設ける。 ○高齢者の状況に応じて、必要な場合は市長申立を行うなど、成年後見制度が適切に利用できるよう支援を行う。	㊦権利擁護推進会議の開催 年 2 回開催 ④高齢者虐待対応コア会議を実施。新規案件や継続案件について、高齢者虐待対応専門職チームの助言を得ながら虐待の解消に向けた支援の検討を行った。 ㊦高齢者虐待研修会の開催 1 事業所 ⑤認知症地域支援推進員による通いの場での啓発 32 団体 ④成年後見制度が必要な方に対し、申立人不在など申立てが困難な場合の支援を行った。 ・市長申立件数 6 件 ・申立支援件数 0 件	○引き続き、判断能力の低下や認知症の進行により権利侵害を受けやすい高齢者に対して適切な支援を行うことができるよう、関係機関との連携を図る必要がある。 ○権利擁護に関する相談窓口の周知を行い、誰もが安心して生活できるよう体制を整えた。 ○成年後見制度の活用が必要な方に対し、市長申立や申立支援など適切な支援を行うことができた。	高齢者 福祉課
⑦	消費者被害等の未然防止の取組	①高齢者をはじめとする地域住民に対して、悪質商法や詐欺などに関する情報提供や、消費者被害等の未然防止につなげるための啓発活動を行います。 ②消費生活センターへの相談に対して、関係機関と連携し相談者の支援に努めます。	○消費者被害の未然防止につなげるため、消費生活に関する講演会や街頭啓発活動を実施する。 ○消費者相談を実施し、困難な案件などは県消費者センター石見地区相談室と連携を行い、相談者の支援に努める。	㊦消費者被害未然防止のためのセミナー及び街頭アピールを実施。 ・内容：消費者セミナー テーマ：「消費者被害の現状と対処の仕方について」 講師：羽柴法律事務所 弁護士 羽柴貴宏さん 開催日：令和 6 年 3 月 8 日 参加者：74 人 街頭アピール活動 ・内容：市内スーパーにおける啓発グッズの配布 開催日：令和 6 年 2 月 29 日 場所：キヌヤ益田ショッピングセンター ④消費者からの相談を受け、解決への支援を行うとともに、困難な事例については県と連携しながら支援を行うことができた。 相談件数 91 件	○消費者被害未然防止のため、引き続きセミナーの開催や啓発活動を実施し、被害の未然防止や相談窓口の周知に努める。 ○消費者相談では、消費生活相談員が相談対応を行っている。消費者問題は多様化してきているため、県消費者センター石見地区相談室等の関係機関と連携しながら相談者の支援に努めることが必要である。	人権 センター (高齢者 福祉課)

5 障がいのある人

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	バリアフリー社会の実現	①障がいのある人の基本的人権の尊重を基本とし、障がいのある人に対するあらゆる「バリア」を解消し、誰もが安全で安心して暮らせる地域をめざします。 ②市民一人一人が障がい及び障がいのある人に対する理解と認識を深めソーシャルインクルージョンを推進し、共に生きる社会の実現をめざします。	○障がいの理解啓発を進めるため、益田市障がい者自立支援協議会障がい理解促進部会で協議検討し、具体的な方針を安心いきいきプランへ反映する。 ○広報・ケーブルテレビ等を活用し、障がいに関する啓発を進める。	㊦安心いきいきプランの策定にあたり、「バリアフリー社会の実現」に相互理解と合理的配慮についての記述を追加し、取り組むこととした。 ④益田市障がい者自立支援部会障がい理解促進部会において、講演会（「磨こう！心のバリアフリー 障害者差別解消法について学ぼう」）を実施した。 ㊧手話言語条例に関する取組（広報への手話単語掲載・遠隔手話サービスの開始）を行った。 ㊵手話に関する研修の実施 ・窓口職場職員対象研修会：全2回（参加者 のべ45人） ・遠隔手話サービス利用者向け研修会：1回（参加者6人） ・遠隔手話サービス職員向け研修会：2回（参加者23人） ㊶あいさポーター研修の実施 ・職員対象研修会：2回（参加者36人）	○新たに策定した安心いきいきプランに沿って、引き続き事業を推進していく。 ○手話の理解啓発のため、引き続き広報へ手話単語を掲載する。 ○遠隔手話サービスについて、利用者の利便性向上のための業務委託を開始しており、引き続き、安定したサービス提供に努める。	障がい者福祉課（人事課）
②	地域生活の支援体制の充実	①障がいのある人が自らの選択により、住み慣れた地域で適切なサービスを受けられる体制と入所施設から地域生活への移行が促進される体制の整備を図ります。 ②個々の障がいに対応したニーズを的確に把握し適切に対応するため、保健・医療・福祉等関係機関が連携を図ります。	○障がいのある人の生活を支えるための体制整備等を検討する場として、益田市障がい者自立支援協議会において協議し、具体的な方針を安心いきいきプランへ反映する。 ○市・益田市基幹相談支援センター・市内相談支援事業所（5事業所）間において毎月相談支援会議を開催し、細やかなサービス提供ができるよう情報共有を図る。	㊦益田市障がい者自立支援協議会を3回開催。 ④相談支援会議を毎月開催し、事例検討やテーマを決めて検討を行った。	○引き続き障がいのある人の生活を支えるための体制整備等の協議を行う必要がある。 ○毎月会議を開催することは、情報・課題の共有の場として有効であった。	障がい者福祉課
③	自立と社会参加の促進	①障がいのある人が、その能力を最大限に発揮し、自立した社会生活を営むことができるように、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携を強化しながら、総合的かつ継続的な支援を推進します。 ②「障害者雇用促進法」の趣旨を踏まえ、各種関係機関と連携を図りながら、市内企業において障がいのある人の雇用の促進と働きやすい職場環境の整備について推進します。 ③障がいのある人が、社会のあらゆる活動に参加し、地域において生きがいを持って生活ができるよう、地域における助け合い、支え合いのシステムの構築を推進します。	○障害のある人の就労及び社会参加への推進を図るため、益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会において協議し、具体的な方針を安心いきいきプランへ反映する。 ○障がい者スポーツ大会開催に協力し、大会への参加促進を図る。	㊦雇用の促進において、新しい安心いきいきプラン市内の障がい者就労施設等からの物品等の調達の充実及び農福連携の支援の記述を追加し、取り組むこととした。 ④島根県障がい者スポーツ大会及び益田市障がい者スポーツ大会の開催にあたり、広報で周知する等、大会への参加促進を図った。 ㊧益田市障がい者自立支援協議会就労社会参加支援部会において、益田西ロータリークラブと共同で、就労支援事業所等の活動発表会及び物品販売を行った。	○新たに策定した安心いきいきプランに沿って、引き続き事業を推進していく。 ○引き続き、大会への参加促進を図るため、広報活動が必要である。	障がい者福祉課
④	障がいのある人の権利	①障害者虐待防止法に基づき設置した虐待相談窓口において、虐待を受けた障がいのある人	○虐待相談窓口、24時間対応相談専用電話を市障がい者福祉課内に設置し、支援を実施	㊦虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組んだ。 3件	○引き続き虐待相談窓口として、相談対応、支援に取り組む必要がある。	障がい者福祉課

	擁護に関する取組	と養護者への支援を行います。 ②判断能力が不十分な障がいのある人への権利侵害を防ぐため、成年後見制度の利用促進のための取組を行います。 ③障がいのある人への虐待や権利擁護について、市民に対して意識啓発を図るとともに、理解を深めるための取組を行います。	する。 ○障がいのある方への虐待防止に向けた取組として、相談窓口に関するの情報提供などの啓発活動を実施する。	④相談窓口に関する情報提供など、啓発活動を実施した。	○引き続き、障がいのある方への虐待防止や権利擁護に向けた啓発活動が必要である。	
⑤	特別支援教育の推進	①保護者や地域住民等に対して特別支援学級等や障がいへの理解啓発を行い、障がいのあるなしに関わらず地域で子どもを育てるという意識を高めます。 ②子どもの多様性を尊重し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶ仕組み（インクルーシブ教育システム）を推進します。	○学校だより等の広報活動や特別支援学級の地域交流学习などにより、日頃の学習や生活の様子周知と理解を図る。	⑦学校だよりや公式ウェブサイト等の活用により広報活動を行った。 ④特別支援学級の地域交流は、米や野菜の生産に関わる活動や木工や陶芸、小物づくり等多岐にわたっており多くの方に支えられ実施できた。 ⑧益田養護学校が実施する居住地交流は、小中学校の教職員にとっても貴重な研修の機会となった。	○学校において、すべての児童生徒が互いの特性等を理解し合い、助け合って共に伸びていこうとする集団づくりをさらに進めていく。	学校教育課

6

外国人

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、学校、地域、職場など様々な場面で教育・啓発を推進します。 ②益田市在日外国人学校教育基本方針を基盤とした教育活動を展開し、人権・同和教育の充実を図ります。 ③「ヘイトスピーチ解消法」の内容の周知に努めるとともに、外国人に対する不当な差別的言動を解消するための教育・啓発を推進します。	○啓発ポスターやチラシ等で情報提供を行い、周知・啓発に努める。 ○外国人の人権についての研修会を開催する。	⑦外国人住民向け人権啓発用リーフレット等を設置し啓発を行った。 ④外国人の人権についての研修会及びイベントを行った。 ・内容：災害時外国人サポーター養成研修 講師：しまね国際センター 目次敦美さん 開催日：令和5年7月27日 参加者：18人 ・内容：防災イベント テーマ：「もし災害が起こったらどうすればいいの？～やさしい日本語で学ぼう、聞こう、伝えよう～ 講師：：NPO 法人石西防災研究所 伊藤輝昭さん 開催日：令和5年7月27日 参加者：25人	○外国人の転入は増加傾向にあり、日常においても接する機会が多くなっている。様々な周知方法で偏見や差別意識の解消のための教育・啓発活動が必要である。 ○やさしい日本語を使うことで外国人に対する偏見や差別意識を解消する方法を学ぶことができ、引き続き研修を行う必要がある。 ○今回行ったイベントをきっかけに各地区においても、外国人に対する偏見や差別意識を解消するための活動ができるよう支援していく必要がある。	人権センター
			○国際協力や交流、紛争、差別事象など機会を捉え適切な教育場面で触れていく。	⑦各校で、道徳をはじめ学級活動、社会科等において違いを認め合い、尊重しあう態度を育てる教育を実践した。	○日常生活の中で、世界の出来事をタイムリーに知る場面は増えてきている。情報を多面的に見る姿勢が今後ますます必要と思われる。	学校教育課
②	多文化共生社会づくりの推進	①地域に居住している外国人の方々を対象に、やさしい日本語を通して、基礎的な日常会話や読み書きを習得する機会として日本語学級を開催し支援を行います。	○在日外国人を対象にした日本語学級を開催する。 ○多文化共生社会実現に向けた研修会を実施する。	⑦日本語学級を開催し外国人への日本語学習の支援を行った。 開催日数：40日（毎週日曜日） 延受講者数：511人 指導者：日本語ボランティアグループ ともがき	○受講者ごとに日本語の習得度が異なり、年齢層にも幅があるが、クラス分けをして丁寧な学習指導を行っている。日本語を学ぶだけでなく、受講者同士また指導者との交流の場としても非常に有意義だった。引き続き外国人への日本語の習熟度を上げるための支援が必要である。	人権センター

		②異文化に触れる機会の提供や、多文化理解のための講座等を実施します。 ③関係機関と連携し、外国人住民への医療・福祉・防災情報などの生活情報について多言語での提供に努めます。	○外国人への生活情報を多言語での提供を行う。	【再掲 6-①】 ④外国人の人権についての研修会及びイベントを行った。 ・内容：災害時外国人サポーター養成研修 - 講師：しまね国際センター 目次敦美さん - 開催日：令和5年7月27日 参加者：18人 ・内容：防災イベント テーマ：「もし災害が起こったらどうすればいいの？ ～やさしい日本語で学ぼう、聞こう、伝えよう～ 講師：：NPO 法人石西防災研究所 伊藤輝昭さん 開催日：令和5年7月27日 参加者：25人 ⑤外国人向けの天気情報や外国人のための防災ハンドブックを市公式ウェブサイトに掲載している。	○外国人と直接交流することで、偏見や差別意識、苦手意識の解消に努めることができた。引き続き理解を深めるための研修・啓発活動が必要である。 ○市公式ウェブサイトにて外国人向けの天気の情報等の掲載を引き続き実施する。	
③	外国にルーツを持つ児童生徒への支援	①対象児童生徒の実態に応じて、日本語支援員を配置し、授業の中で日本語の支援を行います。	○日本語支援員の配置と支援、成果の検証を行う。	⑦日本語支援員9名の配置ができた。	○令和6年度は計8名の支援員が必要となる見込み。その人員確保が課題。学習指導はもちろん、精神的な安定や学校生活への適応の面でも欠かせない存在となっている。	学校教育課
④	外国人のための相談体制の充実	①在住外国人からの相談に対し相談しやすい体制づくりに努め、島根県外国人地域サポーターやしまね国際センター、地域のボランティア団体等関係機関との連携強化を図り相談者への適切な支援を行います。 ②行政書士による「外国人に関する無料法律相談」を紹介します。	○島根県外国人地域サポーターや関係機関と連携して相談体制の充実を図る。 ○必要に応じて、「外国人に関する無料法律相談」を紹介する。	⑦しまね国際センターが実施する多言語相談の周知を行うなど相談体制の充実を図った。	○島根県外国人地域サポーターやしまね国際センターと連携し、相談対応や支援を行うことが重要である。 ○相談はなかったが、相談がしやすいように公式ウェブサイトなどを活用したさらなる相談窓口の周知や、環境づくりが必要である。	人権センター
⑤	外国人のための労働環境の整備	①外国人労働者がその能力を発揮しながら就労できるよう、国や県をはじめとして関係機関と連携を取りながら市内企業等における適正な雇用・労働条件の確保と不法就労防止のための啓発を進めます。	○関係機関からのパンフレットなどを事業所に周知する。	⑦益田鹿足雇用推進協議会会員に情報提供を行った。	○引き続き関係機関と連携して情報提供を行い、外国人労働者が活躍できる労働環境整備に向け、働きかけを行う必要がある。	産業支援センター

7 ハンセン病回復者等とその家族及び感染症患者・感染者等

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	差別意識解消のための教育・啓発の推進	①ハンセン病回復者とその家族等への偏見や差別の解消を図るために、ハンセン病の正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための教育・啓発を行います。 ②H I Vや新型コロナウイルスをはじめとする感染症患者・感染者等に対する偏見や差別意識の解消のため、感染症に対する正しい知識の教育・啓発に努めます。	○ハンセン病に関する正しい知識と回復者等の人権に対する理解を深めるための研修会を行う。 ○新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症患者・感染者等に対する正しい知識の周知・啓発を行う。	㊦ハンセン病問題に関する研修会を行った。 ・内容： ハンセン病問題「名誉回復を求めて」 講師：国立療養所菊池恵楓園元自治会長 太田明さん 開催日：令和5年7月31日 参加者：164人 ㊧新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見をなくすための正しい知識の周知にチラシを活用した。	○ハンセン病患者やその家族等に対する偏見や差別について、当事者からの話を聞くことでハンセン病に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める必要がある。 ○新型コロナウイルス感染症に関連する偏見や差別について、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識の啓発を図ることが出来た。引き続き、様々な機会を活用しての啓発に努める必要がある。	人権センター
			○教職員に向け、ハンセン病施設での研修への参加・活用を促す。 ○体育・保健体育科をはじめ、関連教科や領域で感染症への正しい理解を促す。	㊦研修案内を毎年送付して参加を促しているが、参加者は例年少ない。 ㊧体育・保健体育科をはじめ、関連教科や領域で児童生徒の感染症への正しい理解を促した。	○現地での研修も重要なことなので、引き続き参加を促す必要がある。 ○様々な指導機会を通じて、予防や正しい知識の教育・啓発に努めることができた。	学校教育課

8 北朝鮮当局による拉致問題等

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発・教育の推進	①国、県と連携・協力して、情報の共有を図り、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題について関心と認識を深める啓発・広報などに取り組みます。 ②学校において、児童生徒の発達段階に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための教育を行います。	○国や県に対して問題解決へ向けての要望を行う。 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための取組への支援を行う。	㊦特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないために県に対し要望を行った。 ㊧内閣官房拉致問題対策本部事務局、特定失踪者問題調査会と連携し、北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録 i n 益田を開催した ・内容：北朝鮮に囚われたままとされている拉致被害者等に向けて、ご家族等からのメッセージやプロ歌手及び地元コーラスグループによるコンサートの音源を届けた 開催日：令和5年9月23日 参加者：110人 ㊦「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」に啓発パネルの展示を開催。拉致問題に関するパネル、ポスター掲示やチラシを配布し周知を図った。 ・展示期間：12月6日～17日 ・場所：人権センター 内容：パネル展示、ポスター掲示、チラシ及びブルーリボンの設置 ※島根県総務部総務課との連携により実施	○国や県に対して問題解決へ向けて引き続き要望を行う。 ○北朝鮮向けラジオ放送「ふるさとの風」「しおかぜ」共同公開収録 i n 益田の来場者アンケート結果では、多くの方から拉致問題への理解・関心が深まったと回答を得た。また、特定失踪者のご家族から拉致被害者等へ向けたメッセージが発信され、拉致被害者の状況について広く周知でき啓発につながったといえる。 ○益田ひろみさんをはじめとする特定失踪者等、北朝鮮人権侵害問題への関心を風化させないための啓発活動に引き続き取り組む必要がある。	人権センター
			○社会科の時間を中心に授業実践を行い、理解を深める。	㊧中学校社会科の授業や学級活動等でのDVD活用などで児童・生徒の理解を深めた。	○歴史の教科書には、たった一行の記述と2002年の拉致被害者の帰国時の写真があるだけ。この問題を風化させないために学校の努力は必要だが国や自治体の具体的な動きが欲しい。	学校教育課

9 犯罪被害者等

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①社会全体で犯罪被害者等を支援していくという気運を醸成し、犯罪被害者等の人権について正しい理解と認識を深める啓発に取り組みます。	○啓発チラシの配布や情報提供を行い、啓発に努める。	㊦犯罪被害にあわれた方への支援に関するパンフレット等の設置による情報提供を行った。	○正しい知識や認識を深めるために、啓発チラシの配付やポスターの掲示等情報提供を行う必要がある。	福祉総務課
②	関係機関との連携	①国、県、警察等関係機関と連携を図りながら、被害者等に対する支援を行います。 ②潜在化しやすい性犯罪被害などをはじめとする、犯罪被害者等への相談窓口の周知をとおり、相談しやすい環境づくりに努めます。	○研修会等を通じて、相談体制の充実を図る。	④県主催の犯罪被害者等支援に関する研修会に参加し、県及び市町村の連携のみでなく、警察庁とのグループワークを通し、支援の必要性について認識を深めた。 テーマ「亡くなった娘からのメッセージ」 講師 江角由利子さん ㊦島根県が作成するチラシ（県内の相談窓口情報が掲載されている）を掲示している。	○関係機関との連携や支援体制などが不十分な状況にあるので、連携の方法等について検討する必要がある。	福祉総務課

10 インターネットによる人権侵害

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①インターネットの利用に対し、人権擁護の視点に立った正しい知識の普及を図り、利用者の責任やモラルに関する啓発を進めます。	○啓発チラシの配布や情報提供を通じて、正しい知識の普及・啓発に努める。	㊦啓発チラシ設置や研修会への参加を呼びかけるなど啓発を行った。	○引き続き啓発チラシの配布や研修会などの情報提供を行い、啓発をしていく必要がある。	人権センター
			○児童生徒、保護者向けの情報モラル教室を実施する。 ○一般市民を含めた幅広い層を対象に市情報モラル研修会を実施する。	④専門家を招き、児童・生徒を対象に情報モラル教室を18会場で開催した。講師 吉岡良平さん ㊦益田市情報モラル教育研修会を人権センターで開催した。 講師：吉岡良平さん 開催日：令和5年10月14日 参加者：35人（参集28人、オンライン参加7人）	○意識啓発のための研修を引き続き実施するとともに、ネットの世界に限らず日常生活の中で良好な人間関係を築く能力を伸ばす必要がある。 ○学校関係者以外の参加者、特に保護者の参加をいかにして増やしていくかが課題である。	学校教育課
②	関係機関との連携	①法務局や関係機関等との連携を深め、インターネットによる人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図るとともに、相談窓口や相談機関等の周知に努めます。	○インターネットモニタリングを実施し、インターネットやSNS等による被害の拡大防止に努める。	㊦インターネットモニタリング研修に参加した。1名 ④本市における部落差別に関連した内容を中心に月3回程度モニタリングを実施した。	○モニタリングの取組を周知し、差別的な書き込みの抑制につなげるとともに、継続してモニタリングを実施することにより、インターネット上での人権侵害の早期発見及び被害の拡大防止を図る必要がある。	人権センター

1 1性的指向・性自認等

	具体的施策	施策の内容	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	意識啓発の推進	①性的指向、性自認について等、性の多様性についての理解を深めるために、各種講演や研修会の開催、啓発資料の配布等を通じて啓発の充実を図ります。	○性の多様性について理解を深めるための研修会や資料の配布を通じて正しい知識の普及・啓発に努める。	㊦性の多様性に関する研修会行った。 ・テーマ：「島根県パートナーシップ宣誓制度について」 講師：島根県西部人権啓発推進センター長 北山亜紀子さん テーマ：「性の多様性について」 講師：島根県西部人権啓発センター講師 尾村幸行さん 開催日：令和5年8月31日 参加者：73人 ・テーマ：「性的マイノリティってなに？ ～楽しく学ぼう、LGBT、ジェンダー～」 講師：うるわ総合法律事務所 弁護士 仲岡しゅんさん 開催日：令和6年2月20日 参加者：65人 ・テーマ：「あなたにも身近なLGBTQ+」 パートナーシップ宣誓制度開始に伴い性の多様性に関する理解を深めよう 講師：島根県西部人権啓発推進センター 啓発指導講師 尾村幸行さん 開催日：（匹見会場）令和5年10月27日 参加者：16人 開催日：（美都会場）令和5年11月14日 参加者：37人	○島根県のパートナーシップ制度導入に併せ、性の多様性に関する研修会を積極的に行い、性の多様性についての正しい知識の普及や理解を深めることができた。	人権センター
②	性の多様性を尊重する教育の推進	①学校等において性の多様性についての理解を深めるための教育を行うとともに、子どもたちが不安に思うときに教職員等に相談しやすい環境づくりに取り組みます。	○相談窓口の周知徹底を図る。 ○スクールカウンセラーの活用を含めた教育相談の一層の充実を図る。	㊦相談窓口を全校集会、面談時、通信物、掲示等で周知した。 ④各校においてＳＣの活用を含めた教育相談の充実を図っている。 ㊦性の多様性に関する研修会を行った。 ・テーマ：「性の多様性を学ぼう ～LGBTQ+も生きやすい学校・地域にするために必要なこと～」 講師：株式会社 Culmony メンバー つわの学びみらい／高校魅力化コーディネーター 釜場彩葵（うけばさき）さん 開催日：令和5年12月1日 参加者：50人	○各学校で相談窓口の周知徹底を図っている。 ○次年度は、県の方針により生徒数が減少している地域のＳＣ勤務時間が減る予定。 ○性の多様性についての正しい知識の普及や理解を深めることができた。	学校教育課

1 2様々な人権課題

	人権課題	R5 事業計画	R5 事業実績	評価・課題	関係課
①	アイヌの人々	○アイヌの人々への理解と認識が深まるよう広報・啓発に努める。	㊦アイヌの方々のための電話による相談窓口の周知を広報を通じて行った。	○引き続きアイヌの人々への理解と認識を深めるための広報・啓発に努める必要がある。	人権センター

②	刑を終えて出所した人	○第4期益田市地域福祉計画を基本とし、再犯防止施策の充実に努める。	㊦「社会を明るくする運動」島根県推進委員会、「社会を明るくする運動」益田市推進委員会、益田地区保護司会関係機関連絡協議会に参加した。	○令和5年策定の「第4期益田市地域福祉計画」において法務局松江保護観察所、益田地区保護司会など関係機関と連携し「再犯防止施策の充実」を掲げ、今後の展開の指針を示した。又平成31年に松江保護観察所・益田地区保護司会・益田市の三者で締結した「保護観察対象者の就労支援に関する協定書」を十分に活かしていくよう努める。	福祉総務課
③	ホームレスに対する差別	○ホームレスとなった人への人権に配慮するとともに、地域住民の理解を得ながら支援に努める。	㊦該当者なし。	○近年、市内においてホームレスとなった人の情報はないが、相談等があれば地域住民や関係機関と連携しながら支援に努めていく。	福祉総務課
④	人身取引による人権侵害	○人身取引を防止するための理解と認識が深まるよう広報・啓発に努める。	㊦人身取引防止のためのポスターを掲示し、啓発を行った。	○引き続き人身取引を防止するための理解と認識を深めるための広報・啓発に努める必要がある。	人権センター
⑤	災害に伴う人権問題	○災害時において外国人向けの「やさしい日本語」や多言語による災害情報の発信や、避難所等での支援についても関係機関と連携を図るとともに、外国人住民を支援するボランティアを養成する。 ○男女共同参画の視点を持った避難所運営についての研修会を行う。	㊦外国人向けの天気情報や外国人のための防災ハンドブックを市公式ウェブサイトに掲載している。 【再掲6-①】 ㊦外国人の人権についての研修会及びイベントを行った。 ・内容：災害時外国人サポーター養成研修 講師：しまね国際センター 目次敦美さん 開催日：令和5年7月27日 参加者：18人 ・内容：防災イベント テーマ：「もし災害が起こったらどうすればいいの？ ～やさしい日本語で学ぼう、聞こう、伝えよう～ 講師：：NPO 法人石西防災研究所 伊藤輝昭さん 開催日：令和5年7月27日 参加者：25人 【再掲2-①】 ㊦男女共同参画推進事業研修会を男女共同参画サポーターと危機管理課と共同で開催した。 テーマ：「男女共同参画の視点で考える避難所運営 ～HUGを使って、楽しく実践～」 講義：「なぜ、男女共同参画の視点が防災に必要・大切なのか」 体験型ワーク：「避難所運営ゲーム HUG を使って模擬体験をしよう」 講師：公益財団法人しまね女性センター 事業課長 小川洋子氏 避難所に関係する防災用品(簡易ベッド、救食、簡易トイレ等)の展示及び説明：危機管理課 開催日：令和5年10月30日 参加者：37人 対象：公民館職員及び行政職員	○市公式ウェブサイトにて外国人向けの天気の情報等の掲載を引き続き実施する。 ○外国人の支援について、平時でも関係機関と連携していくことが重要である。 ○外国人と直接交流することで、偏見や差別意識、苦手意識の解消に努めることができた。引き続き理解を深めるための研修・啓発活動が必要である。 ○男女共同参画サポーターと危機管理課と共同で行うことで、研修内容が充実した。 ○アンケートで参加者からの評価を得た。 「災害時の男女共同の意識が大切だと思った。」「女性目線の配慮が必要と感じた。」「女性、男性の視点での避難所運営の大切さと必要性について学べた。」などコメントを通して男女共同参画視点での防災の理解が深まった事が伺えた。 また、回答者28人中27人が今後の仕事や生活に「大変役に立つ」または「やや役に立つと」答えた。	危機管理課 人権センター
⑥	その他の人権課題	○この計画に掲げていない様々な人権課題や、新たに人権課題などに対して、様々な機会を通して偏見や差別をなくすための周知・啓発に努める。	㊦実績なし	○現状新たな人権課題についての情報はないが、状況に応じて周知・啓発に努める必要がある。	人権センター